

被扶養者の現況調査についてのQ&A

全般

Q1 なぜ被扶養者確認を行うのですか？

被扶養者資格の認定要件を満たしていない方が、届け出もれにより認定され続けていたケースが見受けられます。認定要件を満たしていない方を被扶養者のままにしておくことは、健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げにもつながりかねません。そのような理由により、被扶養者現況確認を行っております。

Q2 「調書」を提出しないとどうなりますか？

被扶養者資格の認定要件を満たしているか確認できないため、被扶養者としての資格を喪失してしまう場合があります。調書は必ず提出してください。

Q3 送られてきた「調書」を紛失してしまいました。どうしたらいいですか？

再発行いたしますので、愛鉄連健康保険組合 業務課【TEL: 052-461-6131】までご連絡ください。
なお、現在お勤めの方は各事業所の担当者を通してご連絡ください。

調査対象者

Q4 被扶養者現況確認の対象者はどのような人ですか？

令和6年12月31日までに扶養認定され、令和7年10月31日時点で満23歳以上の被扶養者のうち、税務情報等による所得状況の確認の結果、令和6年においての年間収入基準※を超過している方、または所得状況を確認できなかった方が対象です。

※年間(1月1日～12月31日)収入基準…130万円未満(60歳以上の方は180万円未満)

ただし、下記の方は対象者に該当しません。

- ・令和8年3月末までに75歳に到達する被保険者の被扶養者
- ・令和8年3月末までに75歳に到達する被扶養者
- ・令和8年3月末までに期間満了となる任意継続者

Q5 現在退職して任意継続保険に加入しています。「調書」が届きましたが、「調書」の提出は必要ですか？

提出は必要です。

Q6 私（被保険者）は近々、退職しますが
「調書」の提出は必要ですか？

提出は必要です。

①3月9日までに退職される方

⇒「調書」の被保険者氏名欄の横に退職日を記入してください。
なお、「調書」の年間収入欄の記入および添付書類は不要です。

②3月10日以降に退職される方

⇒「調書」の年間収入欄の記入および添付書類を提出してください。

※いずれの場合も事業所から「被保険者資格喪失届」の提出は別途、必要です。

Q7 一部の被扶養者が「調書」に記載されておりません。
「調書」に追加記入しますか？

「調書」は調査対象者のみに送付しております。（調査対象者はQ4参照）
調査対象者でない方については追加記入は不要です。

記入方法

Q8 「調書」に記載されている氏名、性別、生年月日が
誤っている時はどうしたらいいですか？

「調書」で訂正を行うことができます。氏名、性別、生年月日の訂正は、「調書」の誤っている箇所を二重線で抹消し、正しい氏名、性別、生年月日を赤字で記入してください。また、資格確認書を持っている場合は差し替える必要があるため、「調書」に添付し提出してください。

Q9 「調書」に記載されている住所が誤っている時
(引っ越し前の住所の時) はどうしたらいい
ですか？

調書に訂正をしても正式な届出書として反映されません。
別途、住所変更届の提出が必要です。

Q10 扶養から削除する場合、どうしたらいいですか？
「削除日」はいつの日付を書けばいいですか？

「調書」の該当者氏名を二重線で抹消し、備考欄に「理由」「削除年月日」を記入してください。資格確認書を持っている場合は、調書に添付し、事業所担当者に提出してください。（任意継続の方は当組合にご提出ください）

削除日は、削除理由によって異なりますので、当てはまる日付を記入してください。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ①就職…就職先の被保険者取得日 | ②結婚・別居・離婚…事実が発生した日 |
| ③死亡…死亡した日の翌日 | ④収入超過…そのことが判明した日 |

※事実発生日が不明の場合は、記入日を記入してください。

記入日が扶養削除日となり、その日以降は当組合の健康保険はご利用いただけません。

扶養削除日以降に受診された医療費については、後日当組合に返還していただこととなります。

Q11 子どもの出生や妻（子ども）の退職により新たに扶養に追加したいのですが、まだ申請をしていません。「調書」に追加記入してもいいですか？

被扶養者を新たに申請する場合は「調書」の被扶養者欄へは記入せず、お勤めの方は事業所経由で別途、「被扶養者（異動）届」を提出してください。
任意継続の方は、直接当組合に「被扶養者（異動）届」を提出してください。

Q12 「被扶養者（異動）届」による削除の届出を提出したにも関わらず「調書」に名前が記載されています。どうしたらしいですか？

令和7年10月31日時点の登録情報で「調書」を作成しております。その日以降に「被扶養者（異動）届」（減）を提出された場合は、「調書」の備考欄に「削除済」と記入し提出してください。

収入確認について

Q13 認定基準の収入には障害年金・遺族年金・企業年金・恩給等も含まれますか？

収入にはすべての年金が含まれます。含まれる収入の範囲は税法上と異なります。

Q14 パート収入は、給与明細の総支給額（税金・交通費等を含む）か、手取り額（税金・交通費等を含まない）のどちらを記入するのですか？

パート・アルバイト・内職等の収入は、総支給額（税金・交通費等を含む）を記入してください。

Q15 自営業の場合の年収確認はどのように行えばいいですか？

自営業の方の年収は、年間総収入から直接的経費を差し引いた額です。直接的経費とは、その経費なしには事業が成り立たない経費（例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費等）です。それ以外の間接的費用（例・公租公課、接待交際費等）は差し引くことはできません。

Q16 パート先で労働時間延長に伴い一時的に年間収入基準を超ってしまう場合、どうしたらよいですか？
※年間収入基準…130万円未満
(60歳以上の方は180万円未満)

年間収入が一時的な理由で増え、130万円を超える見込みになった場合でも、その增收が“臨時的なもの”であれば、扶養を継続できる制度があります。その確認のために必要なのが“勤務先の事業主証明”です。繁忙期の残業や一時的なシフト増など、今後も続くわけではない収入であることを勤務先が証明する書類で、これを提出いただくことで、健康保険組合が扶養継続の可否を判断します。

事業主証明のサンプルはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf>